

「柏原市エンディングノート」協働発行业（その2）仕様書

1. 概要

本仕様書は、「柏原市エンディングノート」協働発行业（その2）を選定業者が行うにあたって、業務の内容及び履行に必要なことについて定めることを目的とする。

2. 履行期間

協定締結の日から令和7年3月31日まで

「柏原市エンディングノート」の協働発行业者は、「柏原市エンディングノート」の協働発行に関して、市と協定書を取り交わす。

3. 規格等

(1) 冊子

- ①記載内容 : 終末期に備えて自分の希望を記載するノート、その他
- ②規格 : A4判（縦297mm×横210mm）中綴じ、横書き、左開き
- ③ページ数 : 20ページ以上
- ④紙質 : 上質紙 90kg以上
- ⑤刷色 : 4C（フルカラー）
- ⑥納入部数 : 1,500部

(2) 発行頻度等

- ①発行月 : 令和7年3月（年1回）
- ②発行元 : 柏原市 高齢介護課
- ③設置及び配布場所
柏原市役所、柏原市高齢者いきいき元気センター、介護予防教室 等
- ④配布期間 : 令和7年4月1日～令和9年3月31日

(3) 掲載できる広告等

- ①掲載する広告主、広告内容については、柏原市広告掲載要綱、柏原市広告掲載基準及び関係法令を順守すること。
- ②掲載する広告内容については、事前に市が内容の確認を行う。またその内容が「柏原市エンディングノート」に適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更する。
- ③広告はすべて協働発行业者が募集することとし、その収入は協働発行业者に属する。
- ④本市内に所在する介護事業所等に対して広告の周知をすること。

4. 制作上の注意事項

- (1) 色等の仕様については、市と事前協議すること。
- (2) 「柏原市エンディングノート」は市の承諾を受けた後に制作すること。
- (3) 制作にあたって、市は協働発行に必要な情報提供に努めるものとする。また、市が提供する行政情報は、すべて市に帰属するとともに、他の媒体への転載、引用等を行う場合は、事前に市の許可を得ること。同様に市も協働発行事業者独自の情報を転載、引用等を行う場合は、事前に協働発行事業者の許可を得るものとする。

5. 協働発行事業者の責務

- (1) 協働発行事業者は、広告の内容に関する苦情等を含む「柏原市エンディングノート」発行に関する事項について一切の責任を負う。また、苦情等があった場合、速やかに解決にあたること。
- (2) 「柏原市エンディングノート」に記載された広告主や内容に問題が生じたときは、市と協議のうえ、直ちに問題解決にあたること。

6. 納入方法

市と協議して定めた方法により、納入すること。

7. 問合せ先

柏原市 健康部 高齢介護課 高齢者支援係

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

TEL：072 - 972 - 1570

FAX：072 - 970 - 3081